



大阪教育合同労働組合 講師協議会 第2032号 大阪市中央区北浜東1-17 日本ワドデータビル8階 06-4793-0633

# 雇い続けたら正採も同じだ・賃金改善せよ

## 講師の22条採用は違法だ!

### 地公法 22条 2項

人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより 緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て六月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は人事委員会の承認を得て、六月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

大阪では現在講師の雇用は地公法

二十二条の2に基づいて雇用されています。しかし、地公法二十二条の2は上に示したように3つの場合に限り認められているのです。それは緊急の場合、臨時の職に関する場合、任用候補者名簿がない場合の3つの場合において臨時的任用ができる、と定めてあります。

の緊急の場合と言うのは、災害が発生し、その復旧に緊急に人手を要する場合に、正規の職員を採用するまでとありあえず充足するような場合だと解釈されています。

の臨時の職に関する場合と言うのは、暫定的な職に職員を雇用する場合、一時的に多忙となる時期に雇用されるアルバイトやパートタイムなどであると考えられています。



教職員が、「臨時の職」でないことは明らかです。

の任用候補者名簿がない場合と言うのは、適当な任用候補者がいないとか、任用候補者名簿は作成されたが、志願者が全て任用されたとか、候補者が任用を辞退したといった場合です。**二十二条二項は教職員を想定したものではありません**

このようにみえてくると、地公法二十二条の「臨時的任用」は行政職員などを想定しているものであり、臨時教員の任用を想定したものでないことは明らかです。

現在の大阪の講師任用は「候補者名簿がない場合」によると考えられますが、これは、次年度の採用数を少なく取ったことから起こります。しかし、必要な教職員の数を少なく見積もり、定数にあなをあげると言うことは、行政として本来許されないことです。しかもその状態を何年間も続けるというのは地公法の趣旨を逸脱、無視した不当極まりないことです。

### 教員の身分は尊重され 待遇の適正が期される

教育基本法6条2項には「教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が期せられなければならない。」と書かれています。これは「臨時教員」にも当然当てはまることです。しかし、現在の講師の「待遇の適正が期されている」とはとうてい考えられません。賃金には頭打ちがあり、正採の約2/3程の給料で、3月、4月に1日、間が空くために、夏の一時金が20パーセントカットされています。言い尽くされていますが、講師も正採と同じ仕事をしていません。大きく違うのは毎年の雇用不安と賃金格差なのです。

このように大阪府教委の人事政策は、「地公法」の精神をないがしろにし、「教育基本法」さえ無視する政策を取り続けています。府教委は、まさに「法の下に不平等」を実践し続けているのです。

### 府教委行政は「法の下に不平等」

この不当な状況を改善するためには、まず第一に賃金の2級格付けを実現しなければなりません。賃金、一時金交渉で、府教委の不当な政策を追及しなければなりません。

### 新採、二千二百人採用

10月26日、来年度の大阪府公立学校教職員採用選考の結果が発表されました。府教委は主な特徴として

- ・志願者数減少、合格者数増加 (過去二十二年間で最大)
- ・最終倍率(5.5倍)
- ・2年連続減少、過去26年間で最低

- ・合格者平均年齢の若返り (26.2歳)
- ・特別選考区分結果
- ・身体障害者対象(6名)
- ・社会人経験者対象(56名)
- ・現職教諭対象(79名)

などをあげています。採用総数は2300人に及んでいます。組合は、他府県の現職教諭の特例採用を止めて、そんなことをするぐらいなら、講師経験者の特例採用を実施するように求めています。

また、このまま新採大量採用を続けていく中で、現在雇用している数千人の講師をどのように処遇しようとしているのか質しています。その返事を交渉の中で引き出していかねばなりません。講師の使い捨ては許されません。断固とした闘いを展開していく必要があります。展望を切り開く重要な局面にきています。一丸となって闘いを展開していきましょう。

### 11月の協議会

10月の協議会で、それまでに集まったアンケートの中味を検討した結果一度テストケースとして平日に開いてみよう、と言うことになり、下記の日時になりました。土曜日、クラブ指導などで参加しにくい人も、出られる日程だと思いますので、是非参加して下さい。

### 記

日時 11月25日(金) 6時~  
場所 組合事務所  
議題 1)交渉の報告 2)その他

